

倫理規定

岡山県小学生バレーボール連盟

1. 目的

この規程は、岡山県小学生バレーボール連盟全ての役員（以下「小連役員」という。）及び全てのチーム関係者が、その責務に反しスポーツ関係者としての倫理に照らして逸脱する行為により、他から疑惑や不信を招き批判を受ける事のないよう、あらかじめガイドラインとして禁止事項を示し、県内の小学生バレーボールの健全な普及、発展の為に注意を喚起することを目的とする。

2. 禁止事項

次に掲げる行為を禁止すると共にほう助する行為も禁止する。

イ 体罰・暴力行為、セクシャルハラスメント、個人的な差別等人権尊重の精神に反する行為などを行うこと。

ロ 小連役員及び他のチーム関係者等への品位又は名誉を著しく傷つけることや信頼を失墜させること。

ハ 新規登録及び選手の中途移籍に関し、所要の手続きを経ずして勧誘、強要すること。

ニ その他、スポーツマン精神に反する行為を行うこと。

3. 処分規定

2の禁止事項に違反した場合、**附則1**により役職等の除名あるいは永久若しくは一定期間の**停職、活動の停止**などの処分を行う。ただし、行為の事実が当事者の故意とは言えない場合や、軽微な場合は注意又は警告にとどめる。また、**当事者を監督する立場にある者が連盟役員の場合には、附則2**により処分する。

4. 処分の手続き

岡山県小学生バレーボール連盟会長は、2に掲げる禁止行為の報告等があった場合、倫理委員長に委員会の開催、及び調査を指示するものとする。

倫理委員長は、関係団体若しくは個人より事故（事案）発生報告書を徴するとともに調査及び当事者から事情徴集を行い、倫理委員会で処分を決定する。なお、必要とする案件は日小連と協議し、**決定した事項については常任理事会及び理事会等に報告する。**

5. 倫理委員会

委員長 理事長

副委員長 副理事長

委員 各地区長、競技委員長、審判委員長、指導普及委員長

事務局 総務委員長

※委員長が必要と認めた時は随時委員を招集することができる。

6. 事故（事案）発生報告書の受理

事故（事案）発生報告書は岡山県小学生バレーボール連盟会長に届いたことで受理とする。

7. その他

細則については必要に応じて別に定める。

8. この規定は平成18年4月1日から施行する。

平成24年3月25日一部改正

付則1 該当者等に対する制裁

- レベル1 口頭による嚴重注意、日小連に氏名報告
(言葉による暴力、飲酒を伴う指導など)
- レベル2 文書による嚴重注意、反省文の提出、レベル2以上は発生県名を公開。
(レベル1の繰り返し)
- レベル3 一定期間(1年以内)の指導及びベンチ入り禁止。
(体罰・暴力行為、その他指導者として相応しくない行為)
- レベル4 指導及びベンチ入り禁止(1年以上)及び指導資格、役職等の剥奪。
大会、交流会時に起きた場合は、その大会の開催禁止。
都道府県役員の反省書提出。
(著しい体罰・暴力行為、レベル3の繰り返し)
- レベル5 永久追放、チーム解散
(刑事・行政責任に関わるような体罰・暴力事件等)

附則2 連盟役員が所属するチームに不祥事があった場合の監督責任

- レベル1 口頭による嚴重注意(言葉による暴力、飲酒を伴う指導など)
 - レベル2 文書による嚴重注意・改善策の提出(レベル1の繰り返し)
 - レベル3 一定期間(1年間)連盟役員としての活動の禁止(体罰・暴力行為、その他指導者として相応しくない行為)
 - レベル4 連盟役員の役職の降格(著しい体罰・暴力行為、レベル3の繰り返し)
 - レベル5 連盟役員の解雇(刑事・行政責任に関わるような体罰・暴力事件等)
- ※レベル3以上の処分を行う時は、連盟規約第10条の規定により処分を行う。